

深沢・桜新町 地域のみどりを考える

公（官）のみどり 今後も変わりにくい（以下で網掛けは、地域風景資産選定）

桜並木

- a 旧・新町住宅地の東・西・南大通り（1910年代半ば）
- b 呑川親水公園両側（1930年代半ば）
- c 桜新町駅前通り（1980年）
- d 用賀1丁目・中町5丁目境界道路（1955年以降と思われるが植樹時期不明）

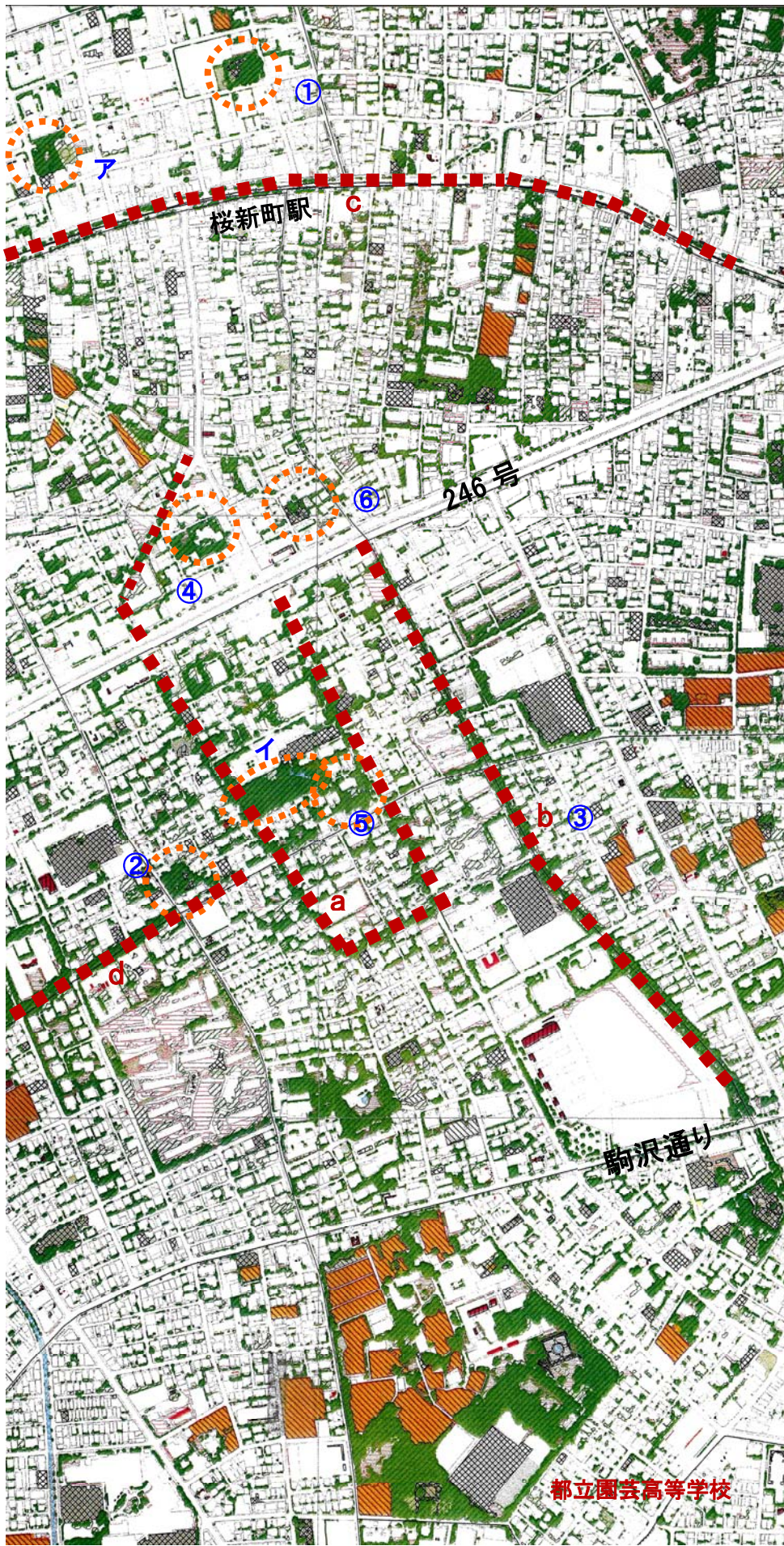
公園（面積は、下に記載）

- ① 世田谷新町公園（1937年、桜新町2-6-1）
- ② 深沢西公園（1973年、深沢8-15-10）
- ③ 呑川親水公園（1993年、深沢7-1先）
- ④ 桜新町1丁目緑地（2007年、桜新町1-31-9）
- ⑤ 深沢の杜緑地（2009年、深沢8-14-1）
- ⑥ 桜新町さくらっ子公園（2011年、桜新町1-1-8）

①世田谷新町公園→新町区画整理の際、秋山紋兵衛氏他6氏から寄贈を受けて、世田谷区最初の公園として開園（『世田谷区まちなみ形成史』から）
「松林と大樺のある世田谷新町公園」として地域風景資産に選定されています。



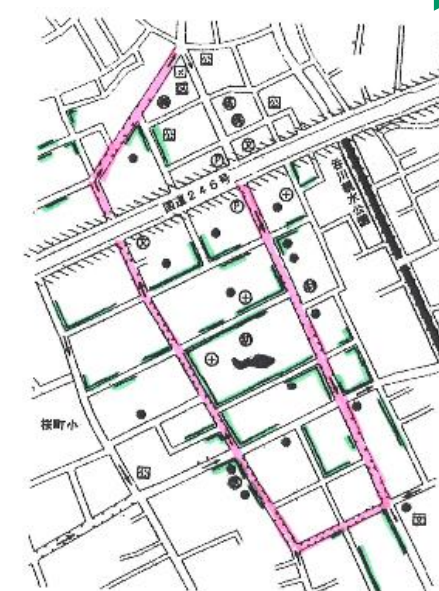
②深沢西公園→



私（民）のみどり 失われる可能性がある

深沢・桜新町の歴史は、みどりが失われる歴史でもありました。現在の田園都市線の開通（1977年）、特にその後のバブル経済の頃から便利なこの地域の土地への需要が高まったので、地価の高騰ともあいまって、売却や相続の際に敷地が分割され、その際に既存のみどりが失われることが多くなりました。右図に示された2007年時点の生垣も今では見られない箇所があります。

私（民）のみどりを個人が守ることは難しいことです。下に示す成城や玉川田園調布一、二丁目のように敷地の分割を制限し、みどりを保全する方法もありますが、失われることを防ぐだけでなく、街から失われるみどりを補なってもっと豊かにすることも考えたいものです。



失われるみどりを補ってもっと豊かに！ -道沿い・道端に小さなみどりをあしらって

訪れる人・住む人の思いがつながるような、歩いて楽しく、心地よい『みち』にしませんか。



← 図：「現在の新町住宅地（2007年1月）」、世田谷区教育委員会、『世田谷区文化財調査報告集-17-』p.27の一部に桜並木と生垣を着色

私（民）のみどりを守り・増やすための制度と事例

詳しくは、世田谷区及び（一財）世田谷トラストまちづくりのホームページをご覧ください。

所有者の申請により指定又は認定して支援している例

- ア ウレシバモシロ市民緑地（2010年、桜新町2-16）
- イ 深沢八丁目無原罪特別保護区（1989年、深沢8-13）
- 保存樹木：深沢7丁目-31本、深沢8丁目-12本、桜新町1丁目-3本



* ほかに、50㎡以上の庭を対象にしてオープンガーデンを行う「小さな森」（（一財）世田谷トラストまちづくりによる）という制度もあります。

住民が主体となって定める協定などの例

- ① 成城憲章（区民街づくり協定*¹）
 - ② 玉川田園調布一、二丁目地区まちづくり協定*²（強制力のある地区計画*³も定められています。）
 - ③ 奥沢・土とみどりの街づくり宣言（界わい宣言）*⁴（現在、界わい形成地区*⁵検討中）
 - ④ 成城3丁目緑地協定*⁶
- ①、②、③、④のいずれも敷地の緑化と道路沿いの生垣などによる植栽をうたっています。

所有者が区に提出する届

- みどりの計画書（緑化基準を満たして作成）
敷地面積が250㎡以上の場合と150㎡以上250㎡未満の場合では基準や手続きが異なります。
 - 樹木の伐採届：地上1.5mの高さにおける幹周り80cm以上、もしくは高さ10m以上の樹木が対象
- 新たな緑化やみどりの保全のための区の助成**
・生垣・植栽帯・シンボルツリー、屋上・壁面緑化助成（緑化に伴うブロック塀等撤去も助成対象）
／・樹木移植助成／・高枝切ばさみの貸し出し
- 3軒からはじまるガーデニング支援制度**
（（一財）世田谷トラストまちづくりによる）
3軒以上のグループに対して以下を支援
・ガーデニングアドバイザーの派遣／・緑化資材購入費の一部助成／・区の助成制度への橋渡し

地域の緑被 公のみどり（右上参照）が大きな割合を占めています。
・濃い緑が平成28年の緑被部分です。平成23年から平成28年への緑被変化図（世田谷区、当フォーラムで加筆）の一部ですが、縮小したため、変化の情報は見てとれません。（参考のため都立園芸高等学校を含めました。）

参考：公園ほかの面積 ①世田谷新町公園（1,606.72㎡） ②深沢西公園（1,166.68㎡） ③呑川親水公園（4,676.70㎡） ④桜新町1丁目緑地（711.64㎡） ⑤深沢の杜緑地（1,048.53㎡） ⑥桜新町さくらっ子公園（651.18㎡） ○ウレシバモシロ市民緑地（1,156.67㎡） ○深沢八丁目無原罪特別保護区（3,000㎡）
制度の根拠：市民緑地：都市緑地法 特別保護区・保存樹木、みどりの計画書、樹木の伐採届*：区みどりの基本条例（*及び区風景づくり条例）
協定などの根拠 *¹、*²：区街づくり条例（*²は未登録） *³：都市計画法（区が決定） *⁴、*⁵：区風景づくり条例 *⁶：都市緑地法